

平成10年11月
30日判決言渡
同日原本領収
裁判所書記官

平成六年(ワ)第一二二八号 損害賠償請求事件(口頭弁論終結の日 平成一〇年五月
一八日)

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 一 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告ら各自に対し、二万二〇〇〇米国ドル及びこれに対する平成六年四月八日(訴状送達の日翌日)から支払済みまで年五分の割合による金員

を支払え。

第二 事案の概要

本件は、第二次世界大戦中のオランダ領東インドにおける日本軍の捕虜収容所又は民間人抑留者収容所において、日本軍の構成員から、一九〇七年の陸戦の法規慣例に関する条約(以下「ヘーグ陸戦条約」という。)に附属する陸戦の法規慣例に関する規則(以下「ヘーグ陸戦規則」という。)及び一九二九年の捕虜の待遇に関する条約(以下「ジュネーブ条約」という。)の双方又は前者に違反する虐待等の被害を受けたとする原告らが、被告に対し、ヘーグ陸戦条約の三条及び同条と同内容の国際慣習法に基づき、精神的損害の賠償を求めた事案である。

第三 当事者の主張

一 原告らの主張

1 原告らの被害事実の背景事情

(一) オランダ領東インドに対する日本の侵略

日本は、一九四〇年ころ、戦争物資特に石油資源を獲得するためにオランダ領東インドに対する外交政策を強化し、オランダ領東インドの大東亜共栄圏への編入を推進していた。

一九四一年一月八日、日本は米英に対し宣戦布告したが、翌九日、オランダは、日本に対して「日本がオランダと緊密不可分の関係にある米英両国に対し、戦端を開いたので日本オランダ間に戦争状態が存在するに至ったものと認める」旨通告した。

日本軍は、一九四二年一月一日、オランダ領東インドのボルネオに上

陸し、日本は、この時点でオランダとの戦闘を開始した旨の政府声明を出した。

日本軍は、同年二月上旬までに、タラカン島、パリクパパン、パンジェルマシ、アンボン島、及びセレベスのマカッサルを占領した。続いて日本軍は、同月一六日にスマトラのパレンバン、同月二〇日にチモール島、同年三月五日にジャワのバタヴィアをそれぞれ占領し、その結果、オランダ領東インド軍は同月九日に降伏した。

そして、日本軍は、同月中にはスマトラ島北部も占領し、オランダ領東インド全部が日本軍占領下に入った。

(二) オランダ領東インドの捕虜収容所及び民間人抑留者収容所

(1) ジャワにおいては、一九四二年八月一五日、日本軍の軍令により「瓜

哇俘虜收容所」が結成され、ジャカルタ本所の下に、実際に捕虜を收容する業務を担う五つの分所がジャカルタ、バンドン、チラチャップ、マラン、スラバヤの各地に設置され、更に、この五つの分所の下に、それぞれ捕虜を收容する約二〇から二五か所の分遣所が設置された。

その後、ジャワの他ボルネオ、スマトラ、セレベス、モルツカ群島チモール及びニューギニア等オランダ領東インド全域にわたり捕虜收容所が設けられた。

オランダ領東インドにおける捕虜は、全体で約九万九〇〇〇人にのぼった。

(2) 日本軍は、一九四二年四月、オランダ領東インドにおいて、オランダ人、中国人、第三国人の登録とオランダ人官公吏二〇〇〇人の拘禁を行

った。そして、同年五月二五日には、反日的言論、情報の取締りとその検閲に関する方針を出した。

民間人を抑留するための正式な軍抑留所は、一九四三年一月七日陸軍の「軍抑留者取扱規程」によってその設置が承認された。

瓜哇軍抑留所は、一九四四年三月に開設され、本所と第一総分遣所をジャカルタに、第二分所をバンドン、第三分所をスマランに開設した。ジャワの民間人抑留者総数は、男子二万三六六七人、女子三万一一七四人、子供一万四九三八人を数えた。

なお、ジャワだけでなくスマトラにも一万人を超す民間人が抑留されていた。

(三) 捕虜及び民間人抑留者への残虐行為等

オランダ領東インドにおける日本軍の捕虜及び民間人抑留者の取扱において、いわゆる戦争法規犯罪に該当するような行為及び残虐行為が、非常に大規模に、かつすべての地域で全く共通の方法で行われた。

日本軍は、捕虜を冷酷に射殺したり、斬首したり、又はその他の方法で殺した。また、捕虜が長距離の行軍を強制され、落伍した者の多くが殺害されたといわゆる死の行進、熱帯の暑気の中で過酷な条件の下での強制労働、食糧や衣料品の供給が極端に劣悪であったため数千の者を病死させたこと、捕虜から情報や自白を引き出すために行われた殴打等の様々な拷問、逃亡した捕虜を裁判なしに殺害したことなど、日本軍により諸々の戦争法規違反行為及び残虐行為が広く実行された。このような残虐行為及び戦争犯罪行為に関しては、既に極東国際軍事裁判の判決が諸事実を摘示

しているところである。

民間人抑留者の中で、抑留中に死亡した者は、ジャワでは一九四四年一七一人、一九四五年四二六三人に上った。そして、泰緬鉄道建設等における過酷な労働により、合計四万七〇〇〇人の捕虜や労役者が死亡した。

以上のような捕虜収容所及び民間人抑留者収容所における戦争法規違反あるいは非人道的な取扱不良、虐待等は、陸軍大臣の監督と支配の下に行われたものであった。

2 原告らの被害事実並びに被告のヘーグ陸戦規則及びジュネーブ条約違反

(一) 原告らの被害事実

原告らは、いずれも、日本軍の捕虜又は民間人抑留者として捕虜収容所又は民間人抑留者収容所に収容された期間中に、次に述べる被告の戦争犯

罪行為（以下「本件加害行為」という。）の犠牲になったものである。原告らの被害事実は、それぞれ次のとおりである。

(1) 原告シュールド・アルベルト・ラプレー

ア 原告シュールド・アルベルト・ラプレー（以下「原告ラプレー」という。）は、日本軍がオランダ領東インドの占領を開始した一九四二年六月ころ、オランダ王国インディッシュ軍の将校であった。

同年四月ころから収容が始まり、原告ラプレーは、捕虜としてバンドン第一収容所に収容され、看守から暴行を受けながら強制的に労役に服せしめられた。

同年七月ころ、原告ラプレーは、チマヒ第四及び第九収容所に移され、強制労役に服せしめられた。

一九四三年一〇月ころ、原告ラプレーは、後の連合軍軍事法廷で死刑を宣告された「ソネ」が所長を務めるバタヴィア第一〇収容所に移された。原告ラプレーは、所長から投石その他の暴行を加えられたほか、食事の支給の差し止めを受けたりした。

一九四四年初旬ころ、原告ラプレーは、赤十字旗を掲げていない輸送船でシンガポールに輸送された。輸送船の船室は捕虜で一杯であり、数日後には糞尿が一面に広がり、悪臭が立ちこめ、五、六日後にシンガポールに到着したときには、多くの老人達が死亡していた。原告ラプレーは、シンガポールのチャンギ収容所において、一日一握りの米程度の食料で、少しの休息もなく空港建設作業に従事させられた。原告ラプレーは、日中の作業中、倒れた捕虜をとがった棒で突く日本兵

(8) 原告エリー・コリー・ヴァン・デル・ブローグ

ア 原告エリー・コリー・ヴァン・デル・ブローグ（以下「原告ブローグ」という。）は、一九二三年一月一四日出生し、一九四二年三月当時、高校を卒業したばかりであった。

そのころ収容が始まり、原告ブローグは、母親及び姉弟とともに車の展示場に閉じこめられた後、スマランにあるハルマヘイラ収容所、その後クラマツト収容所にそれぞれ収容された。原告ブローグは、右のいずれの収容所においても、炎天下の中で点呼やお辞儀を数時間も強制され、軍靴で蹴られるなどの暴行を受けた。また、食料及び医療品は不足していた。

原告ブローグは、マックジラブリイのたばこ会社で働くと言わ

ていたにもかかわらず、スマランのクラブで慰安婦として強制売春をさせられた。そのため、原告ブローグは、性病に罹患してしまい、オランダ本国に帰国後、その治癒に一年間の期間を要した。

原告ブローグは、一九四五年八月一五日、バタヴィアのクラマツト収容所から解放された。しかし、原告ブローグの家族は、インドネシアでの家も店もその他あらゆる財産を失い、原告ブローグの父も殺されてしまっていた。

原告ブローグが収容されたスラマン（ハルマヘイラ）抑留所は、モロタイ臨時軍法会議法廷において、戦争犯罪で断罪されており、原告ブローグが戦争犯罪行為の犠牲者であることは明らかである。

イ 原告ブローグに対する本件加害行為のうち、非人道的な取扱、強制

労働に従事させたこと、虐待をしたこと、特にスマランにおいて慰安婦として使役したことは、ヘーグ陸戦規則四六条一項に違反する。

(二) ヘーグ陸戦条約及びジュネーブ条約の性質及び本件への適用等

(1) ヘーグ陸戦条約

ヘーグ陸戦条約は、一九〇七年第二回万国平和会議において採択された条約であり、当初四四か国が調印した。ヘーグ陸戦条約は、当時存在していた国際法体系に新たな諸規則を追加したのではなく、既に確立していた国際慣習法上の規則と慣行を一層明確に確認したものとされている。

そして、ヘーグ陸戦条約とともにヘーグ陸戦規則は、その後の戦争におけるバイブル的役割を果たした。いわゆる総加入条項を定めたヘーグ

陸戦条約二条の存在にもかかわらず、ヘーグ陸戦条約は、非加盟国を含むすべての国において履行を当然視されるものであり、戦争の遂行にあつては無視することができないものであつた。

つまり、各国は、ヘーグ陸戦条約及びヘーグ陸戦規則を遵守してきたものであり、これに反する意思を表明する国はなかった。被告も一九一一年一月一三日、批准書を寄託することによって、ヘーグ陸戦条約に拘束されることに同意した。

このようなヘーグ陸戦条約の性質に鑑みて、ニュールンベルグ国際軍事裁判所及び極東軍事裁判所は、ヘーグ陸戦条約が第二次世界大戦時までは敵国領土の占領に関する諸規則をも内容とする陸戦に関する国際慣習法の根幹をなしていたと判示した。このように、ヘーグ陸戦条約が